

確認申請における提出書類及び部数

(一財)石川県建築住宅センター R7.4.1

市町名	確認申請書(正)	確認申請書(副)			建築計画概要書※5				計画図面(※4)		建築工事届	提出先
	申請用	申請用	検査用(※1)	計	申請用	消防用(※2)	市町要請用(※3)	計	平面図(※6)	立面図	申請用	
金沢市	1	1		1	1		1	2			1	金沢事務所
白山市	1	1		1	1	1		2			1	〃
野々市市	1	1		1	1	1		2			1	〃
かほく市	1	1		1	1	1	1	3	2(消・市)	2(消・市)	1	〃
津幡町	1	1		1	1	1	1	3	2(消・町)	2(消・町)	1	〃
内灘町	1	1		1	1	1	1	3	2(消・町)	2(消・町)	1	〃
羽咋市	1	1	1	2	1	1	1	3			1	金沢事務所
志賀町	1	1	1	2	1	1	1	3			1	〃
宝達志水町	1	1	1	2	1	1	1	3			1	〃
七尾市	1	1	1	2	1	1		2			1	〃
中能登町	1	1	1	2	1	1	1	3			1	〃
輪島市	1	1	1	2	1	1	1	3			1	〃
珠洲市	1	1	1	2	1	1		2			1	〃
穴水町	1	1	1	2	1	1	1	3			1	〃
能登町	1	1	1	2	1	1	1	3			1	〃
小松市	1	1		1	1	1		2			1	小松事務所
加賀市	1	1		1	1	1	1	3			1	〃
能美市	1	1		1	1	1		2			1	〃
川北町	1	1		1	1	1	1	3	1(町)	1(町)	1	〃

- ※1 検査用として特定行政庁へ送付します。
- ※2 消防本部の要請により消防本部へ送付します。
- ※3 市町の要請により市町へ送付します。
- ※4 消防本部及び市町の要請により消防本部及び市町へ送付します。
- ※5 第三面の配置図は別葉も可能なので、判読しやすい縮尺にしてください。
- ※6 平面図は住宅用火災警報器設置位置入りにしてください。